

令和8年度 国民健康保険税

河北町役場 税務町民課 町民税係
TEL (0237)73-2113 FAX (0237)72-7333

国民健康保険税は、私たちが病気やケガをしたときの医療費等に当てられる貴重な財源です。

納税義務者

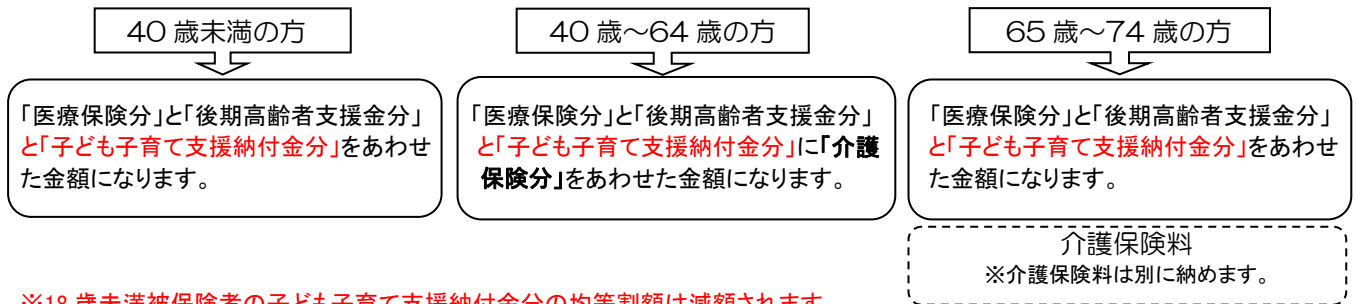
国民健康保険税は「世帯主」課税です。世帯主が社会保険等に参加している場合でも、世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主に納税通知書をお送りします。

国民健康保険税の計算方法

次の①～③の3つの合計額が年税額となります。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	子ども・子育て支援納付金分
① 所得割 (前年の総所得金額から基礎控除の43万円を引いた金額×税率)	6.3%	2.5%	2.1%	0.3%
② 均等割 (加入者1人あたり)×加入者数	26,200円	10,400円	11,100円	1,300円
18歳以上均等割				100円
③ 平等割 (1世帯あたりの額)	19,200円	7,600円	5,100円	900円
※ 課税限度額 (国民健康保険税の上限額)	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

● 国民健康保険税は、年齢によって異なります。



※18歳未満被保険者の子ども子育て支援納付金分の均等割額は減額されます

国民健康保険税の軽減制度

1 世帯主、世帯の国保加入者及び特定同一世帯所属者※1の前年の所得により均等割額と平等割額が軽減されます。なお、軽減を受けるには、所得の申告が必要です。

軽減割合	軽減基準
7割軽減	43万円 + 10万円×(給与所得者等※2の数-1) 以下
5割軽減	43万円 + 31万円×加入者と特定同一世帯所属者の数 + 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割軽減	43万円 + 57万円×加入者と特定同一世帯所属者の数 + 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

※1 特定同一世帯所属者：後期高齢者医療保険に移行することで国保被保険者の資格を喪失した者で、引き続き同一の世帯に属する者

※2 給与所得者等：一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える者)と公的年金等の支給を受ける者(公的年金収入が60万円(65歳未満)または125万円(65歳以上)を超える者)

2 未就学児に係る均等割額の軽減

令和4年度から、未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者）の均等割額が2分の1軽減されます。上記1の7割、5割、2割の軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額を2分の1軽減します。

3 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に伴う軽減

- ① 軽減を受けている世帯において、国保加入者が後期高齢医療制度に移行することで、世帯の国保加入者が減少しても、移行した方も含めて人数及び総所得合計額で軽減の判定を行います。
- ② 国保加入者が75歳になり後期高齢医療制度に移行することにより単身世帯（国保加入者が1人となる世帯）となる場合は、医療保険分と後期高齢者支援金分の世帯ごとにかかる平等割が5年間2分の1軽減され、次の3年間は4分の1軽減されます。
- ③ 職場などの健康保険の加入者が後期高齢者医療保険制度へ移行することで、その方の扶養家族が新たに国保に加入することとなった65歳以上の方は、所得割額は当面の間免除、均等割額は2年間半額になります。また、加入者が扶養家族だけとなる世帯（単身世帯）は、平等割額も半額となります。

4 解雇や雇い止めなどにより離職をされた方の軽減

会社の倒産や会社都合等の非自発的理由で失業した方の保険税は、離職日の翌日の属する月から翌年度末までの間、前年中の給与所得100分の30とみなして、保険税を計算します。

● 対象者

雇用保険の失業等給付を以下の理由で受ける方

- ① 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
離職コード：11、12、21、22、31、32
- ② 雇用保険の特定理由離職者
離職コード：23、33、34
- ③ 失業時点で65歳未満の人
※ 詳しくは、雇用保険受給資格者証で確認します。

▶▶申請に必要なもの・・・雇用保険受給資格者証

5 物価高騰対策のための後期高齢者支援金分の均等割額の免除

町独自の物価高騰対策のため、令和6年度から令和10年度までの5か年について後期高齢者支援金分の均等割額を免除する。

6 産前産後期間の免除

その年度に納める保険税の所得割と均等割から、出産（予定）被保険者分のうち産前産後期間相当分が減額されます。

※ この制度における「産前産後期間」とは、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月までの4か月間。ただし、多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前からの6か月間。

● 対象者

令和5年11月1日以降に出産（または出産予定）の国民健康保険被保険者の方

※妊娠85日（4か月）以上の出産が対象（死産・流産・早産・人工妊娠中絶の場合も含む）

7 18歳未満の子どもにかかる子ども子育て支援納付金分の均等割額の軽減

子ども子育て支援納付金の均等割は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもである被保険者については、10割軽減されます。